

保護者 各位

令和 5 年度学校給食費の保護者負担軽減について（お知らせ）

急激な物価高騰による令和 5 年度からの学校給食費改定は先にお知らせしたとおりですが、国より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付すると通知がありました。

本市では、この交付金を活用し、令和 5 年度の学校給食費の保護者負担を軽減することとしました。

つきましては、令和 5 年度については学校給食費の保護者負担額を改定前の金額のまま実質的に据え置くことをお知らせします。

【令和 5 年度の保護者負担額】

区 分	1 食あたりの 単価	月 額		区 分	1 食あたりの 単価	月 額
小学校	280 円	5,000 円	➡	小学校	260 円	4,600 円
中学校	300 円	5,200 円		中学校	280 円	4,800 円

○令和 5 年度 学校給食費口座振替日及び金額

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
振 替 日	5 月 10 日	6 月 12 日	7 月 10 日	8 月 10 日	－	10 月 10 日	11 月 10 日	12 月 11 日	1 月 10 日	2 月 13 日	3 月 11 日	4 月 10 日
再 振 替 日	5 月 25 日	6 月 26 日	7 月 25 日	8 月 25 日	－	10 月 25 日	11 月 27 日	12 月 25 日	1 月 25 日	2 月 26 日	3 月 25 日	4 月 25 日
小 学 生	4,600	4,600	4,600	4,600	－	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	精算
中学 1・2 年生	4,800	4,800	4,800	4,800	－	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	精算
中学 3 年生	4,800	4,800	4,800	4,800	－	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	－	精算

※3 月分（令和 6 年 4 月 10 日振替）については、1 年間の食数に 1 食当たりの単価（小学校 260 円、中学校 280 円）を乗じて計算した金額から 2 月分までの給食費を差し引いた金額を、ご指定の口座から振替いたします。

※新型コロナウイルス感染症に係る出席停止については、令和 5 年 5 月 8 日に感染法上の位置づけが 5 類に移行することに伴い、これ以降は、岩出市学校給食に関する条例施行規則に則り、インフルエンザ等、他の病気と同様、学校給食の提供を連続して 5 日以上受けることが出来ない場合のみ調整を行います。

負担軽減に係る財源

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

給食費の運用について

保護者の皆様にご負担いただいている給食費は、すべて食材購入に充てられています。調理に必要な光熱水費や施設の維持管理費、人件費などの経費はすべて市が負担しています。

問い合わせ先：岩出市教育委員会 教育部 教育総務課
電 話 番 号： 0736-62-2141
（内線）277・278